



日本共産党 市議会報告



2012年2月6日 第1198号
【発行】
日本共産党浦安市議団
市役所内控え室(議会棟1階)
☎&FAX (350)1243

子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

地下水は貴重な資源 避難所などへの井戸の設置を



市内の井戸の現状 (20年1月現在)

場所	件数	用途
個人	15件	雑用として、雑用として、雑用として
事業所	8件	設置し、浄水器を飲み水として使用する
公共施設	2件	公民館、公民館、公民館

地下水を都市の貴重な資源と位置づけて、災害時の飲み水や生活用水を確保するために、有効に活用しようとする井戸の見直しが行われています。地質の専門家などからは「県内の埋立地ではどこでも地下水は豊富にある」として、非常用水源としての地下水の活用が提案されています。

地下水の有効活用を

地下水のくみ上げは地盤沈下につながるとして、地下水利用を規制してきた自治体でも、掘削を認める動きがあります。
日本共産党は12月議会で避難所などへの井戸の設置を求めました。

「充分検討しなければならぬ」

浦安市はこうした動きについて「災害時の飲み水の確保は大変重要である」と答えたものの「災害用井戸については地震時に発生する側方流動や液化化による井戸への砂の流入、地下水のくみ上げによる地盤沈下、管理費のコストの課題がある」と答えて「充分検討しなければならぬ」との答弁に止まりました。

震災で使えなかった耐震性貯水槽

市は集合住宅開発時に事業者に対して受水槽設置を求め、遮断弁や給水栓整備によって災害時などの水の確保を求めています。これらは市内約50

ヶ所で整備されているとしていますが、震災時の活用実態は公表されていません。公共施設で整備された40箇所については、飲料水として活用され有効であったことを明らかにしました。

ところが、一方で、東日本大震災では、せっかく高額な費用をかけて整備した貯水槽が液化化被害で活用できない事態も起こりました。



高洲中央公園内
耐震性貯水槽

事業者や個人が所有する井戸を「災害時協力井戸」として自治体に登録してもらい、災害時の生活用水を確保するしくみがすでに整備された自治体もあります。災害時の水の確保について、市は井戸の活用もふくめて導入の可能性を調査し検討すべきではないでしょうか。

国・県は「所有者負担の軽減」

を



昨年12月に浦安市が市民3000人を対象に行った「震災復興に関するアンケート」では、再液状対策として「個々の宅地だけでは効果が期待できないので、ある程度まとまった地域を単位として促進すべきである」とする回答が8割を占めました。

市民の願いがこの結果によく現れています。

日本共産党

事業推進を要求

国は今年度の第3次補正予算に、道路などの公共施設と隣地宅地を一体的に液状化対策を進めるために「液状化対策推進事業」を計上しました。

日本共産党は、事業を積極的に推進するよう12月議会で市に求めました。

住民の合意が不可欠 自治会単位で

新聞報道では「年内に制度導入」

とあります。日本共産党の「具体的にどのような手順ですめるのか」との質問に、石井一郎理事は「具体的には示されていない」と答えるとともに「明らかになり次第、事業計画を策定し、国に提出する」ことを明らかにしました。さらに今後「住民の合意形成が大仕事」と答え、そのために「実現可能性調査をおこなうこと」や事業は「自治会単位でおこなう」予定などを明らかにしました。

合意すれば 「被害なし」も対象に

すでに地盤改良工事が終了した家屋も多くなっている現状で、この事業がどの程度進むのか、実現性があるのでしょうか。日本共産党は「一部損壊や半壊なども事業の対象になるのか」と質問。これに石井理事は「地盤宅地の液状化対策をおこなうための事業制度でありますので、住民の方々の合意形成があれば、この事業を適用して実施することは可能」と答えました。

事業は、敷地3000㎡以上、かつ10戸を最低の要件としています。対象は「一部損壊、半壊も含め、被害のないお宅も含めて、最低10軒がまとまれば」良いことを明らかにしました。

しかし、このままでは住民合意が進まない可能性があります。その理由は、個人宅地部分は所有者負担となるためです。

松崎市長は「高額の自己負担をさせられるということで、このままいけば絵に描いた餅だということとで、その辺のところを考えるべきだと主張してあります。このままいくと、この事業は成立しない可能性が非常に高い」と答弁し、国に改善を求めていることを明らかにしました。

日本共産党の塩川てつや衆議院議員は昨年10月の国会で「共有部分は自治体負担がないが、宅地は所有者負担であり、事業がはじまらない」と指摘し「取崩し型復興基金」を活用し支援するよう提案しました。

総務大臣は「千葉県の判断」と答弁しました。